



2025年7月11日

各 位

上場会社名 株式会社AIRMAN

(URL https://www.airman.co.jp/)

代表者 代表取締役社長 佐藤 豪一

(コード番号:6364 東証プライム)

問合せ先責任者 執行役員管理本部長 笠輪 信彦

(TEL 0256-93-5571)

当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月11日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

是	
(1) 払込期日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 31,157 株
(3)処分価額	1株につき 1,935円
	ただし、当該時点における株価変動等諸般の状
	況を考慮の上で本自己株式処分にかかる最終的
	な条件を決定する日として当社取締役会が定め
	る 2025 年 7 月 18 日(以下、「条件決定日」とい
	います。)の直前取引日における当社普通株式の
	終値(以下、「東証終値」といいます。) が上記の
	金額を上回る場合には、条件決定日の直前取引
	日の東証終値とします。※
(4) 処分総額	60, 288, 795 円
	上記は本日現在における見込額であり、処分価
	額に31,157株を乗じた金額とします。※
(5)割当予定先	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外
	取締役を除きます。) 3名 12,836株
	当社執行役員 7名 18,321 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に
	よる臨時報告書を提出しております。

※本自己株式の処分価額の決定方法(処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨)

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う場合、通常、処分決議日に全ての条件を決定します。 しかし、本自己株式処分においては、当社は本日、本自己株式処分決議と同時に、自己株式取得の決議(詳細は当社の2025年7月11日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。)を公表しております。当該自己株式処分の公表に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、本日(処分決議日)以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としましては、既存株主の利益にも配慮した公正な処分条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本自己株式の処分条件を決定することは、当該処分条件と本自己株式の処分時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害する恐れがあることから、株価の上昇を反映した上で本自己株式の処分条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、本日(処分決議日)からこれらの公表を受けた株価への反映のため一定期間を経過した日を条件決定日として設定しております。なお、本自己株式の処分価額は、処分決議日の直前取引日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本自己株式の処分価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

#### 2. 処分の目的及び理由

2025 年 5 月 23 日付「当社取締役に対する新中期経営計画の対象期間における譲渡制限付株式報 酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締 役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)が当社株式を保有することで、当社の新中期経 営計画「中期ビジョン2027」を踏まえ、対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強 めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとと もに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報 酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。また、2025年6月26 日開催の第 94 回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠及び非金銭報酬等で ある業績連動型株式報酬制度等とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与に関する報酬 等の総額を年額 48 百万円を上限とすること、及び対象取締役に対して発行または処分する当社の 普通株式の総数は年 24,000 株を上限とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、3 年間とすること等につき、ご承認をいただいております 。ただし、当該報酬枠は、原則として、当 社が策定する各中期経営計画の対象期間として想定している3事業年度にわたる職務執行の対価 に相当する額を各中期経営計画の初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事 業年度につき 16 百万円を上限とする支給であること、発行または処分する当社の普通株式は 8,000 株を上限とすることに相当すると考えております。

その上で、当社は、本日開催の当社取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役3名及び執行役員7名(以下、総称してまたは個別に「割当対象者」といいます。)に対し、金銭報酬債権合計60,288,795円(以下、「本金銭報酬債権」といいます。)を支給すること及び本制度に基づき、割当予定先である割当対象者10名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式31,157株(以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

#### <株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

### (1) 譲渡制限期間

2025年8月8日から2028年8月7日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件とし、かつ、当社の取締役会があらかじめ定める連結売上高等の業績目標の達成を条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間中に正当な理由により退任または退職した場合(割当対象者の死亡による場合を含みます。以下同じ。)、解除する時期及び株式数を、必要に応じて上記業績目標の達成度合いを踏まえて合理的に調整するものとします。

#### (3)無償取得事由

割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、退任または退職(正当な理由による場合を除きます。)した場合は、当社は本割当株式の全部を無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)に定める業績条件を達成することができなかった場合には、当該業績条件の未達が判明した直後の時点をもって、当社は本割当株式の全部を無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を36で除した数(ただし、その数が1を超える場合は1とします。)に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

# (5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、「1. 処分の概要 ※本自己株式の処分価額の決定方法(処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨)」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前取引日(2025年7月10日)の東証終値である1,935円と条件決定日の直前取引日(2025年7月17日)の東証終値を比較し、高い方の金額に本自己株式の処分価額を最終的に決定いたします。かかる本自己株式の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上